

意見書（案）第 19 号

ヘイトスピーチを許さず、人種差別撤廃条例制定を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 28 日

三鷹市議会議長 宍 戸 治 重 様

提出者	三鷹市議会議員	<u>野 村 羊 子</u>
賛成者	〃	嶋 崎 英 治
〃	〃	伊 沢 けい子

ヘイトスピーチを許さず、人種差別撤廃条例制定を求める意見書

ヘイトスピーチ（英 hate speech、憎悪表現）とは、人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、障がいなど自分から主体的に変えることが困難な事柄で、特に歴史的、構造的に差別されてきた個人または集団に対する、その属性を理由とする差別的表現、中でも差別を扇動するような攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のことである。ヘイトスピーチを根絶するには、歴史的、構造的な人種差別等差別全体を根絶する取り組みが必要である。

2016 年 6 月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。差別根絶に向けた大きな一歩ではあるが、対象が限定的であり、基本方針策定義務、実態調査や専門機関設置等の財政措置がない。実効性を担保するためにも一日も早い見直しが求められる。

差別は、ヘイトスピーチだけではなく、教育、就職、居住等社会生活全般に及ぶ問題であり、尊厳を傷つける人権侵害である。人々が暮らす地方自治体でこそ、差別的言動の解消に向けた具体的実効性ある施策が求められる。地方自治体には、ヘイトスピーチ解消のための責務があり、加えて人種差別撤廃条約に基づき、あらゆる人種差別を禁止し終了させる義務がある。

東京都には 44 万人の外国籍の方が居住しており、これは全国の外国人居住者の 20%に当たる。また 178 カ国の人々が暮らし、多様化している。一方で、目に余るヘイトスピーチデモ等が行われている現実がある。これ以上の差別を許さず、実効性あるヘイトスピーチ対策を実施するためにも、より実効性ある人種差別撤廃条例を策定し、具体的対策に乗り出すことが求められる。東京都の状況においては、広域自治体によって条例制定することがより実効性を高めることができる。

よって、本市議会は、東京都に対し、全ての都民が差別されることなく、等しく尊重され、安全に暮らせる東京都となることを求め、ヘイトスピーチを許さない人種差別撤廃条例を制定することを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月28日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重

よろしく願いいたします。